

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月7日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等 <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	勝山市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.katsuyama.fukui.jp/life/1/2/11/

執行機関名 勝山市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		勝山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例別表第1 第3の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第1条	勝山市障害者地域生活支援事業実施要綱(平成18年勝山市告示第55号)第1条、第3条第1項、第2項、第3項
⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。))第4条に定める障害者をいう。以下「障害者」という。)が自立した社会生活を営むことができるよう、勝山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年勝山市規則第9号)に定める地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター事業、移動支援事業、日中一時支援事業、理解促進研修・啓発事業、手話奉仕員養成研修事業、成年後見制度利用支援事業及び社会参加促進事業(以下これらの事業を「支援等事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 地域活動支援センター事業は、創作的活動、生産活動、社会との交流促進等の基礎的事業のほか、社会適応訓練等を行う場を提供するものとする。</p> <p>2 移動支援事業は、一人で移動することが困難な障害者に対し、1日で用務を終える外出であって、次に掲げるものに係る支援を行うものとする。ただし、通勤若しくは営業活動等の経済活動に係る外出並びに通年かつ長期にわたる外出については、当該支援を行わないものとする。</p> <p>(1) 社会生活上必要不可欠な外出 (2) 社会通念上適当と認められる余暇活動等の社会参加のための外出であって、次のいずれかに該当するもの ア 個別支援型個別的支援が必要な障害者等に対する一対一による支援 イ グループ支援型屋外でのグループワーク並びに同一目的の地及び同一イベントへの参加等の複数人同時支援 ウ 車両移送型福祉バス等車両の巡回による、障害者団体の各種行事への参加のための送迎支援 3 日中一時支援事業は、日中において監視する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な者に対し、障害者が障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練及び支援を行うものとする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 勝山市障害者地域生活支援事業実施要綱